



Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

National Economic Recovery Plan

KPMG in Malaysia

5 June 2020

NERP Highlights

法人税

1 中小企業（SMEs）向け税務インセンティブ

- 2020年7月1日から2021年12月31日までに設立し、操業を開始した中小企業（SMEs）に対し、最初の3賦課年度において、1年あたりRM20,000の税額控除が認められる。
- 昨今の景気悪化により多くの企業が事業停止、撤退をしている状況下で、当該税務インセンティブが新しいビジネスの成長、収益性の高い事業への転換などの一助となることが期待される。

2 マレーシアへの製造拠点の移転にかかるインセンティブ

- 製造業を営む外国企業が、事業をマレーシアに移転し、新規投資を行った場合、以下の期間にわたり法人税が100%免除される。
 - a) RM300 million~500 millionの新規投資：10年間
 - b) RM500 million超の新規投資：15年間

当該インセンティブを受けるためには、企業は申請が承認された日から1年以内に操業開始し、申請した新規投資を3年以内に実施する必要がある。

- マレーシアで製造業を営む既存の企業は、海外の製造設備等をマレーシアに移転し、RM300 million超の新規投資をした場合、5年間、100%の投資税額控除（Investment tax allowance）が認められる。
- 上記インセンティブは、2020年7月1日から2021年12月31日に申請する必要がある。なお、2020年6月30日以前に申請されたものについて、同様のインセンティブが認められるかどうか、現時点では未定である。
- 海外からの投資を誘致するという観点から、サービス業についても、同様のインセンティブが政府によって検討されることが望まれる。

NERP Highlights (Cont'd)

法人税

3 製造業及び特定の農業活動向け特別再投資控除 (Reinvestment Allowance ; RA)

- 現行の再投資控除は、製造業及び特定の農業活動に対して、条件を充たした拡張、自動化、近代化及び多様化のための再投資について認められている。
- 今回の特別再投資控除は、既存の再投資控除の期限が切れている上記の企業の、賦課年度2020及び2021の再投資について適用される。

4 COVID-19関連支出の税額控除/税務上の減価償却費

- すべての企業は、COVID-19に関する検査、個人保護具（マスク等）及び体温計等に関する費用及び税務上の減価償却費を損金算入することが認められている。
- 上記は2020年2月に公表された景気刺激策、Economic Stimulus Package 2020(ESP2020)にて発表された内容の補足となっている。

5 在宅勤務等 (Flexible Work Arrangements ; FWAs)の適用にかかる費用の追加税額控除

- 2020年7月1日から、在宅勤務等のFWAsを導入、または既存のFWAs制度を拡張・改良した企業は、当該費用について追加の税額控除が認められる。
- 現時点において、どのような費用が追加の税額控除の対象となるのか、どのような形で税額控除が行われるかなどについては未定である。

6 納付遅延ペナルティの軽減措置

- NERPのスピーチにおいて、納付遅延ペナルティの軽減措置が公表された。
- ただし現時点でのマレーシア財務省 (MoF)から発表されているブックレットによると、2020年7月1日から2020年9月30日までに支払期限が到来する売上税・サービス税にかかる納付遅延ペナルティが50%軽減される点のみが記載されている。上記納付遅延ペナルティの軽減措置の範囲が、法人税、個人所得税などに拡大されるかどうか、今後の情報に留意する必要がある。

NERP Highlights (Cont'd)

法人税

7 公表済みの景気刺激策に含まれる各種インセンティブの期限延長

No.	公表済みの税務インセンティブ等	延長後の期限
1.	旅行代理店、ホテル、航空会社等の観光業の企業について、2020年4月1日から2020年9月30日まで、法人税の月次納付の繰り延べが認められる。	2020年12月31日まで
2.	小規模企業向けにオフィス等を賃貸し、2020年4月から6月の期間、30%以上の減額又は免除している貸手の企業は、当該減額又は免除相当額について、特別控除が認められる。	2020年9月30日まで
3.	2020年3月1日から2020年12月31日の期間の改装・修繕費用について、RM300,000を限度として特別に損金算入が認められる。	2021年12月31日まで
4.	情報通信機器を含む機械および設備に関して、2020年3月1日から2020年12月31日までに支出された適格支出については、年次償却 (annual allowance) の償却率が40%となる (現行は10%~20%)。なお、取得時償却 (initial allowance) は現行通り20%。	2021年12月31日まで

NERP Highlights (Cont'd)

個人所得税

1 雇用主支給のノートパソコン等の取扱い

- 2020年7月1日以降、雇用主から支給された携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末については、RM5,000を上限として非課税とされる。
- 当該措置は賦課年度2020の取扱いであり、2021年度以降の取扱いについては未定である。
- 現状、携帯電話については1台までが非課税とされている。上記措置により、2020年7月1日以降はノートパソコンやタブレット端末も非課税項目の対象となるが、RM5,000の上限が新たに設けられる。

2 ノートパソコン等購入支出の特別所得控除

- 2020年6月1日以降、携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末を購入した場合、RM2,500を上限として特別所得控除が認められる。
- 当該措置は賦課年度2020の取扱いであり、2021年度以降の取扱いについては未定である。
- 現状、携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末を購入した場合は、RM2,500を上限とするライフスタイル控除が認められているが、このライフスタイル控除とは別に、RM2,500の特別所得控除が認められる。

3 保育施設等関連支出の所得控除

- 保育施設や幼稚園への支払いについて、賦課年度2020および2021の所得控除額がRM2,000からRM3,000に拡大される。
- なお、管轄省庁に登録された保育施設や幼稚園への支払いが対象である。

4 国内旅行に関する特別所得控除の延長

- 2020年3月1日から2020年8月31日までに支出された国内旅行費用の特別所得控除RM1,000の適用が、2020年12月31日まで延長される。

NERP Highlights (Cont'd)

間接税

1 乗用車の売上税免税

- 2020年6月15日から2020年12月31日まで、下記の売上税が免除される。
 - a) 国内で組み立てられた乗用車については100%免税
 - b) 輸入乗用車については50%免税
- 国内自動車産業の活性化を図る措置であり、製造業者および販売業者は免税期間中の適切な在庫管理・価格設定を立案することが重要となる。既存の在庫にかかる売上税の取扱いについては、今後の情報に留意する必要がある。

2 観光税の徴収免除

- 宿泊施設は、2020年7月1日から2021年6月30日まで観光税の徴収が免除される。

3 ホテル等のサービス税免税の延長

- 2020年3月1日から2020年8月31日までとされていた、ホテル等のサービス税免税措置が、2021年6月30日まで延長される。
- 詳細および移行措置については、マレーシア関税局のService Tax Policy 9/2020を参照のこと。

NERP Highlights (Cont'd)

間接税

4 | 納付遅延ペナルティの減免

- 現状、期限が2020年3月、4月、5月のマレーシア関税局への納付は、2020年6月30日までに納めることにより、ペナルティは免除される。
- 期限が2020年7月1日から2020年9月30日の売上税・サービス税の納付については、納付遅延ペナルティが50%減額される。
- 期限が2020年6月の納付を遅延した場合の取扱いについては、マレーシア関税局が今後明らかにすると思われる。

5 | 輸出関税の免税

- 2020年7月1日から2020年12月31日まで、パーム油等の輸出関税は100%免税される。

NERP Highlights (Cont'd)

印紙税、不動産利得税

1 企業結合 (M&A) にかかる印紙税の免税 _ 中小企業 (SMEs)

- 中小企業 (SMEs) が2020年7月1日から2021年6月30日の間に実行する企業結合に関する文書について、印紙税が免税となる。
- COVID-19の影響を受ける企業は、事業を再構築し合併や買収を余儀なくされることが想定される。政府は、当該印紙税の免除をSMEsに限定せず、すべての企業に適用を拡大することを検討すべきである。

2 居住用住居の購入にかかる印紙税の免税

- RM300,000からRM2.5 millionの住居の購入 (デベロッパーから10%以上の値引きが条件) に対して、以下の印紙税の免税が与えられる:
 - a) 所有権移転文書: 住宅価格のRM1 millionまで免税
 - b) 借入契約: 全額免税
- 上記は、2020年6月1日から2021年5月31日の間に不動産売買契約書にサインをした取引に適用される。
- 不動産セクターは、これまでの景気刺激策において恩典が与えられていなかったため、これらのベネフィットは歓迎されるべきものである。

3 居住用住居の処分にかかる不動産利得税の免税

- マレーシア国民が2020年6月1日から2021年12月31日までに行う居住用住居の処分について、不動産利得税が免税となる。
- この免税は、一人当たり3戸までに限定される。
- 当該措置は、不動産セクターを刺激し不動産取引の促進に寄与する。また、当該期間中に住宅の処分を余儀なくされるマレーシア国民に経済的救済を提供するものである。

NERP Highlights (Cont'd)

その他

1 給与補助金プログラムの延長

すでに適用されている給与補助金プログラムに関して、追加のRM 5 billionが予算として割り当てられ、以下のとおり拡充が図られる。

- 現行の給与補助金プログラムは、2020年4月1日から、または申請が提出された月から3ヵ月が対象となっているが、当該期間がさらに3ヵ月延長される。

ただし、追加の3ヵ月における補助金額は、一人当たり月額RM600が上限となる（補助対象最大人数は200名）

給与補助金プログラムの拡充

- 条件付活動制限令の期間中営業を禁止されている観光セクターの企業に対し、従業員が直接給与補助金を受け取ることを条件に、雇用主は、無給休暇を取得するよう指示された従業員の給与補助金を申請することができる。
- 給与補助金を受領している雇用主は、労働時間の削減（例：1週間の労働を週4日とし、給与を20%削減する）や給与の削減（最大30%までの削減）が認められる。

上記の給与補助金プログラムの延長、拡充は、大いに歓迎されるべきものであり、財政的制約に直面している雇用主と従業員を支援するものである。

給与補助金プログラムに関して政府がすでに設定しているすべての条件は引き続き適用されることが予想される。本件に関する最新情報については、下記サイトの the PERKESO FAQを確認のこと。

<https://www.perkeso.gov.my>

NERP Highlights (Cont'd)

その他

2 失業者及び若年層の雇用にかかるインセンティブ

- 失業者や若年層の雇用に関して、以下のインセンティブが提示されている。

カテゴリー	インセンティブ	期間
40歳未満の失業者の雇用	RM800 / 月	6か月
40歳以上の失業者 / 特別支援が必要な者の雇用	RM1,000 / 月	6か月
雇用保険制度でカバーされていない退職者	個人当たりRM4,000のトレーニング手当	-
卒業生等の見習い期間の雇用	RM600 / 月	6か月

上記のインセンティブの申請は2020年の6月中旬から2020年12月末まで受け付けられる。

上記のコメントは、首相のスピーチ及び6月5日に公表されたMoFのブックレット“PENJANA – Building the Economy Together”に基づいており、今後の関連する官報の公示を条件とする。